

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和3年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和4年9月16日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和

（土木部（流域下水道事業会計））

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査
- 監査等の着眼点
 - 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
 - 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
 - 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
 - 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
 - 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）
- 監査等の対象、実施内容及び結果
対象機 土木部（流域下水道事業会計）
実施年月日 令和4年8月4日
実施方法 実地監査
担当監査委員 高野光二
佐竹浩
（福島県流域下水道事業）

第1 決算及び財務の状況

令和3年度決算については、一部を除き、事業経営の実態をおおむね正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、一部に是正及び改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における流域下水道事業の実績は、年間処理水量は55,846,882^m³で、前年度と比較して1,586,370^m³（2.9%）増加している。なお、当年度における建設改良事業については、県北浄化センター水処理施設増設工事等を実施している。経営実績では、事業収益が10,337,857,202円に対し事業費用は10,204,852,064円で、純利益は133,005,138円となっており、前年度より119,823,619円増加している。これは、前年度と比較し、過年度に係る長期前受金戻入を特別利益に計上したことなどによるものである。

監査の結果、次の3件の指摘事項について是正・改善を求めた。

（指摘事項）

事務事業の執行体制に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

地方公営企業は、毎事業年度終了後2か月以内に決算を調製しなければならないが、令和3年度決算については、職員調査日（令和4年6月21日）現在、調製されていない。

（是正又は改善の意見）

地方公営企業法の規定に基づき配置されている「企業出納員」が期待される役割を適切に果たすなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立した上で、決算の調製等を関係法令に基づき適正に行うこと。

（指摘事項）

消費税等納付額の算定において、著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

- 1 令和3年度分消費税等納付額の算定において、企業債元金償還のために受け入れた「一般会計出資金」（784,879,000円）のうち、各企業債発行年度において課税仕入に充当された分については、消費税法上の「特定収入」に算入すべきところ、算入していない。

この結果、仕入税額控除できない消費税等相当額を約38,381千円過小に算定したことから、消費税等納付額が同額、過小となっているほか、長期前受金取崩額も同額、過小となっている。

一方、令和3年度に市町村から受け入れた維持管理費負担金のうち「保管汚泥分」438,807,301円（消費税等込み）のうち、令和3年度に支出しなかった155,518,921円（同）については、前受金に振り替えたため、令和3年度の課税売上から除外すべきところ、除外していない。

この結果、消費税等納付額が約14,138千円過大となっている。

- 2 令和2年度決算で過大計上した未収消費税（430,189,471円）のうち、収益的支出に係る分（9,143,015円）については、令和3年度決算で過年度損益修正損に計上すべきところ、雑支出に計上している。

（是正又は改善の意見）

地方公営企業法の規定に基づき配置されている「企業出納員」が期待される役割を適切に果たすなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立した上で、消費税等納付額算定を関係法令に基づき適正に行うこと。

（指摘事項）

資本的収入の計上に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

令和3年度の流域下水道事業に係る市町村からの維持管理費負担金のうち、企業債元金償還の財源となる「資本費」329,966,754円については、資本的収入に計上すべきところ、計上していない。

（是正又は改善の意見）

地方公営企業法の規定に基づき配置されている「企業出納員」が期待される役割を適切に果たすなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立した上で、決

算の調製等を関係法令に基づき適正に行うこと。

対象公所 県北流域下水道建設事務所
実施年月日 令和4年7月28日
実施方法 実地監査
担当監査委員 高野光二
高橋宏和

事業経営の状況

流域下水道事業を行っており、事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(企業局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 企業局
実施年月日 令和4年8月4日
実施方法 実地監査
担当監査委員 山田平四郎
高橋宏和

(福島県工業用水道事業)

第1 決算及び財務の状況

令和3年度決算については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量324,049,764^m³で、前年度と比較して1,084,310^m³（0.3%）増加している。なお、当年度における建設改良事業については、導水管布設工事等を実施している。

経営実績では、事業収益が2,708,968,550円に対し事業費用は2,701,755,936円で、純利益は7,212,614円となっており、前年度より154,165,862円減少している。

これは、前年度と比較し、好間、相馬両工業用水道に係る災害復旧事業完了に伴う補助金の減など営業外収益が減少したことによるものである。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(福島県地域開発事業)

第1 決算及び財務の状況

令和3年度決算については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業は、令和2年度に地域開発事業の廃止が決定され、資産は一部を除き商工労働部に移管されたことにより分譲実績はなかった。経営実績では、事業収益1,330,008,766円に対し事業費用は45,830,490円で、当年度の純利益は1,284,178,276円となっており、前年度より1,008,502,523円増加している。これは前年度と比較し、いわき四倉中核工業団地損失補填精算金の減など営業外費用が減少したことによるものである。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(病院局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 病院局
実施年月日 令和4年8月4日
実施方法 実地監査
担当監査委員 高野光二
佐竹浩

(福島県立病院事業)

第1 決算及び財務の状況

令和3年度決算については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

第2 事業経営の状況

県立病院は、大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止しており、当年度における利用可能な施設は、4病院1診療所、許可病床数356床である。

令和3年度の患者数は、入院が延べ51,126人、外来が延べ108,767人で、前年度と比較して、入院は1,527人（3.1%）の増加、外来は14,219人（15.0%）の増加となっている。増加の要因は、南会津病院において、整形外科の常勤医師の通年配置や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、患者数が増加したこと等によるものである。

経営実績では、医業収益2,650,779,745円に対し医業費用が6,808,372,467円となり、医業損失は4,157,592,722円で前年度より20,420,244円（0.5%）増加している。

また、事業収益7,011,821,457円に対し事業費用が7,049,067,916円となり、純損失は37,246,459円で前年度より16,176,156円（76.8%）増加している。これは、前年度と比較し、大野病院の現況調査委託料、建物等の減価償却費計上など医業費用が増加したことによるものである。

令和3年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、総額3,431,472,726円となり、主に精神病院増こう経費や県立病院再編等経費の増加により前年度と比較して31,381,210円（0.9%）増加している。

累積欠損金は主に統廃合された病院の損失が累積したもので、期末残高が6,621,024,692円となり、前期末より37,246,459（0.6%）円増加している。

監査の結果、次の2件の指摘事項については是正・改善を求めた。

(指 摘 事 項)

消費税等納付額の算定において、著しく適正を欠いているものがある。

(事 実)

令和3年度分消費税等納付額の算定において、企業債元金償還のために受け入れた一般会計繰入金(872,435,044円)のうち、各企業債発行年度において課税仕入に充当された分(消費税法上の「特定収入」に当たる863,211,360円)については、仕入税額控除できない消費税等相当額の算定に当たり、各企業債発行年度の消費税等税率(5%、8%又は10%)を用いるべきところ、一律に10%で算定している。

この結果、仕入税額控除できない消費税等相当額を約2,754千円過大に算定したことから、消費税等納付額が同額、過大となっているほか、長期前受金取崩額も同額、過大となっている。

(是 正 又 は 改 善 の 意 見)

消費税等納付額算定に当たっては、関係法令に基づき適正に行うこと。

(指 摘 事 項)

資産及び負債の計上に係る会計処理が企業会計原則等に照らし著しく適正を欠いているものがある。

(事 実)

病院局では、医師確保のため県立病院医師修学資金制度により他会計借入金を財源として修学資金の貸与を行っていたが、平成22年度に保健福祉部所管のへき地医療等医師確保修学資金に統合・移管した。

移管後は、修学資金の返還受入れ、返還免除等も保健福祉部で行っているが、病院局の貸借対照表に資産(長期貸付金)及び負債(他会計借入金)が平成24年度時点の金額で計上されており、減額処理されていない。

・長期貸付金(修学資金)計上額:179,940,000円(20名)

・長期貸付金(修学資金)残 高:107,700,000円(11名)

(返済:58,140,000円(7名)、免除:14,100,000円(2名))

(是 正 又 は 改 善 の 意 見)

資産及び負債の会計処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

対 象 公 所 県立矢吹病院
実 施 年 月 日 令和4年8月4日
実 施 方 法 実地監査
担 当 監 査 委 員 山 田 平 四 郎
高 橋 宏 和

事業経営の状況

令和3年度の患者数は、入院が延べ32,043人、外来が延べ21,776人で、前年度と比較して、入院は1,121人(3.4%)の減少、外来は211人(1.0%)の増加となっている。入院患者数減少の要因は、患者の地域生活移行促進に加え、新型コロナウイルス感染対策により新規患者の受入に制限が生じたこと等によるものである。外来患者数増加の要因は、児童思春期外来患者の増等によるものである。

事業収支は、収益が1,833,222,239円で前年度と比較して9,746,267円(0.5%)、費用が1,835,751,469円で前年度と比較して9,306,589円(0.5%)とともに減少し、純損失は2,529,230円で前年度と比較して439,678円(21.0%)増加している。

なお、一般会計から繰り入れられた精神病院増こう経費負担金を除いた実質の純損失は707,463,557円で、前年度と比較して44,115,658円(6.7%)増加している。

監査の結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指 導 事 項)

流動資産の会計処理に適正を欠いているものがある。

対 象 公 所 ふたば医療センター
実 施 年 月 日 令和4年7月19日
実 施 方 法 実地監査
担 当 監 査 委 員 高 野 光 二
高 橋 宏 和

事業経営の状況

(附属病院)

令和3年度の患者数は、入院が延べ2,558人、外来が延べ4,556人で、前年度と比較して入院は375人(17.2%)増加し、外来は142人(3.0%)減少している。

入院患者数増加の要因は、地域における病院の認知度向上、地域医療機関等との連携が進んだこと及び新型コロナウイルス感染症入院患者の受入等である。外来患者数減少の要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控え、労災事故患者の減少等によるものである。

事業収支は、収益が1,180,619,201円で前年度と比較して17,996,142円(1.5%)、費用が1,179,474,097円で前年度と比較して18,372,271円(1.6%)とともに増加し、純利益は1,145,104円で前年度と比較して376,129円(24.7%)減少している。

(ふたば復興診療所)

令和3年度の患者数は、外来が延べ6,034人で、前年度と比較して1,277人(17.5%)減少となっている。減少の要因は、楡葉町内における他の診療所の開設等によるものである。

事業収支は、収益が197,863,490円で前年度と比較して52,963,128円(21.1%)、費用が197,684,410円で前年度と比較して52,982,374円(21.1%)とともに減少し、純利益は179,080円で前年度と比較して19,246円(12.0%)増加している。

監査の結果、次の5件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指導事項)

- ・費用計上の時期及び算出等に適正を欠いているものがある。(附属病院)
 - ・医業外収益の年度区分に適正を欠いているものがある。(附属病院)
 - ・収益的支出の執行に適正を欠いているものがある。(附属病院)
 - ・たな卸資産の管理・経理に適正を欠いているものがある。(附属病院)
 - ・たな卸資産の管理・経理に適正を欠いているものがある。(ふたば復興診療所)
- (監査総務課)